

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年 5 月14日

**【会社名】** ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社

**【英訳名】** Social Ecology Project Co.,Ltd

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 小松 裕介

**【本店の所在の場所】** 東京都港区南青山 1 丁目11番45号

**【電話番号】** 03-5786-3900

**【事務連絡者氏名】** 経営企画室 岩井 俊輔

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区南青山 1 丁目11番45号

**【電話番号】** 03-5786-3900

**【事務連絡者氏名】** 経営企画室 岩井 俊輔

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 486,000,000円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	9,000,000株	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 今回行う第三者割当により発行される株式（以下「本新株式」と言います。）については、平成26年5月14日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区 分	発 行 数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	9,000,000株	486,000,000	243,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	9,000,000株	486,000,000	243,000,000

(注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は243,000,000円であります。

2. 発行価額の総額を割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
54	27	100	平成26年5月30日		平成26年5月30日 (金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本新株式の引受の申込みについては、申込期間内に後記申込取扱場所へ株式申込証を提出し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 本新株式を割当てた者から申込みがない場合には、本新株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

## (3) 【申込取扱場所】

店 名	所 在 地
ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社 経営企画室	東京都港区南青山 1 - 11 - 45

## (4) 【払込取扱場所】

店 名	所 在 地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝 5 - 34 - 7

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
486,000,000	8,289,000	477,711,000

(注)発行諸費用は、登記費用1,701,000円、調査会社費用5,292,000円、法律意見書費用324,000円及び第三者委員会設置費用972,000円であります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金 額	支出予定時期
裁判に係る資金	308百万円	平成26年7月から平成27年3月迄 の間のいずれかの時点
設備投資に係る資金	63百万円	平成26年6月から平成27年1月迄
滞納している公租公課や退職金の未払いの解消	67百万円	平成26年6月から平成27年3月迄
上場維持費用	40百万円	平成26年6月から平成27年3月迄
合 計	478百万円	

当社は、平成23年5月13日付「株式の併合に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、確たる事業計画のないエクイティ・ファイナンスは実施しない方針を掲げております。

当社の連結及び個別財務諸表には、平成20年3月期決算から平成26年3月期決算まで、「継続企業の前提に関する注記」が記載されております。

また平成24年5月21日付「当社子会社保有不動産の競売開始決定通知に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、当社子会社である株式会社サポテンパークアンドリゾート（以下「SPR社」という）が静岡県伊東市に保有する伊豆シャボテン公園・伊豆ぐららばる公園等の不動産は、不動産に付された根抵当権の登記名義人と称する株式会社ケプラム（東京都新宿区歌舞伎町一丁目1番5号、代表取締役：木村竹志、以下「ケプラム社」という）より競売を申立てられ、平成24年5月17日に静岡地方裁判所沼津支部より競売開始決定の通知を受けております（以下「競売事件」という）。これを受けて、平成24年6月29日付「当社子会社による根抵当権設定登記抹消に関する訴訟の提起に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、SPR社は平成24年6月29日に、同社の保有物件に係る根抵当権設定登記の抹消を求める訴訟（以下「根抵当権抹消に係る訴訟」という）を提起しております。根抵当権抹消に係る訴訟につきましては、平成24年10月24日の第1回期日以来9回の口頭弁論が開かれたほか、準備書面によっても双方の主張が交わされてきており、次回口頭弁論は平成26年5月下旬の予定です。

S P R社は、平成26年3月期決算において当社グループの売上比率において82.47%を占めており、当社グループの中核子会社です。万が一、S P R社が保有する不動産に係る競売が進行する場合、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすことが予想され、現行の事業の継続が不可能となる可能性もあります。

このような中で、当社は、平成25年5月14日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」及び同年6月3日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、第三者割当増資により2億65百万円の資金調達を実施しました。かかる資金の用途としては、その内、1億3百万円を平成25年6月にS P R社の大樹リサーチ&コンサルティング株式会社(旧商号:大樹総研株式会社、東京都中央区銀座七丁目2番22号、代表取締役:池田健三郎)からの借入金に係る元利金の返済に、12百万円を平成25年7月までに当社の公租公課の支払いに、31百万円を平成25年6月から平成26年3月までに監査報酬、証券代行手数料をはじめとする上場維持費の支払いに、48百万円を平成25年5月から平成26年5月までに伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆海洋公園の設備資金の支払いに、68百万円を平成25年6月から平成26年5月までにS P R社の過年度延滞分を含む公租公課の支払いに、3百万円を平成25年4月から同年7月までに第三者割当増資に係る経費の支払いに、それぞれ充当し全額を支出済です。

当社は、現状当社グループはケプラム社の関連で3件の裁判(競売事件、根抵当権抹消に係る訴訟及びS P R社の賃料支払債務に対する平成24年8月7日付の差押命令に基づいてケプラム社が平成24年12月26日に当社を相手取って提起した8百万円の支払いを求める訴訟)を抱えており、今後も裁判に係る多額の資金が必要となること、またS P R社が所有する不動産に係る競売申立てに起因するレピュテーション・リスクにより金融機関からの資金調達が困難な状況であることから、平成26年3月期決算においても当社の連結財務諸表には「継続企業の前提に関する注記」が記載されており、連結財務諸表における現金及び預金が1億85百万円、当座比率が77.50%と低い水準となっており、脆弱な財務状態が続いております。なお、平成26年2月に、東京地方において16年ぶりにひと冬2回の大雪警報が発令され、2週間続けて週末に大雪が発生し、一部の運営施設が閉鎖を余儀なくされたことにより、さらに資金繰りは悪化しました。

こうした中、当社は、現状の事業を維持・拡大し株式の上場を維持するとともに財務の健全性を確保するため、i) 裁判に係る資金、ii) 設備投資に係る資金、iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及びiv) 上場維持費用を外部から調達する必要があります。それぞれの資金用途の詳細については後述いたしますが、当社では、競売開始決定から2年近くが経過し将来的に競売事件の進行がなされるリスクも無視できない状況のもと、ケプラム社との根抵当権抹消に係る訴訟の経過や今後のスケジュール等の見通しも念頭に置いて、こうした必要資金の全額を現在の環境下で速やかに調達することが株主全体の利益に最も適うものと判断しております。

そこで、今般、当社は第三者割当による新株式の発行による調達を行うことといたしました。

上記の必要資金については、できる限り自己資金で賄うべきであるとの考え方もあり得ます。しかしながら、当社グループの事業の状況をみると、事業構造として毎月、月中に運転資金支出を必要とするエンターテインメント事業を抱えているほか、レジャー事業に関しては、リスクマネジメントに鋭意注力しているとはいえ、産業の特性として本質的に景気動向、天候、天災、暦などの影響を受けやすく、集客者数及び売上動向についてボラティリティの高いビジネスであります。一方で、平成26年3月期末現在の連結財務諸表における現金及び預金の残高は1億85百万円であり、季節による入場者数の変動等に起因する通常の運転資金ニーズ、什器備品等に係る経常的な更新需要並びに天候、天災、景気動向等による収益の変動リスクを考慮すると、手元現金預金は潤沢な水準とはいえ、当該資金の拠出が困難な状態にあります。

## (i) 裁判に係る資金

裁判に係る資金については、具体的にはS P R社による担保権不存在確認の訴えを本案とする担保権実行禁止の仮処分に係る供託金として、3億8百万円を予定しています。支出時期は、平成26年7月から平成27年3月までの間のいずれかの時点となると見込んでおりますが、裁判や訴訟の推移に依存する面があり、明確な時期は未定です。当社顧問弁護士の助言も得て算定した供託金の見積りの根拠は以下のとおりです。

司法修習所「民事弁護教材改訂民事保全（補正版）」によると、仮の地位を定める仮処分の担保基準について、「損害額を算定する要素が一定でないから、一般的基準を定めることは困難である。」としながらも、（抵当権実行禁止、建築禁止などの）「申立て内容に応じた類型化がなされ、」一応の目安があるとしています。またその目安について、「抵当権実行禁止は、原則として債権額か目的物価格のいずれか低い額を基準とする。但し、対象が建物の場合には土地の利用権価格を含める。対象が一団の複数の土地の一部の場合には、土地全体の価格を適宜考慮する。」とした上で、債権額の30%から80%又は目的物価格の30%から80%が担保基準であるとしています。

S P R社が保有する不動産に係る競売申立てにおいては、自らがかかる不動産に付された根抵当権の担保権者であると主張しているケプラム社が、債務者である株式会社I C P（東京都港区赤坂三丁目12番11号、代表取締役：趙裕燦）に対して有するとしている被担保債権額は81億78百万円で、その内競売事件の請求債権額が30億円である一方、S P R社が保有している競売申立ての対象となる不動産の価格（固定資産税評価額）の総額は10億26百万円となっており、前述の担保基準に当てはめると、目的物価格である不動産の価格が基準とされ、その30%から80%が担保の金額となります。よって、一応の目安として想定される供託金の額は3億8百万円から8億21百万円の間となります。

このようにS P R社が担保権不存在確認の訴えを本案とする担保権実行禁止の仮処分を申立てた場合、必要となる供託金の額は、上記の原則によればおよそ3億8百万円から8億21百万円の間であることが想定されますが、当社では、今般の競売が申し立てられた当初から、その不当性・不法性が明らかであると認識しており、2年近くにわたる根抵当権抹消に係る訴訟を経ても、かかる認識に変化はありません。

よって、S P R社が担保権不存在確認の訴えを本案とする担保権実行禁止の仮処分を申立てた場合に適用される供託金は、前述の原則的な担保基準を参照しつつ、競売申立てそのものの不当性に鑑みて適正・適切な水準に設定されるものと考えております。但し、かかる仮処分申立て時に実際に適用される供託金が上記の当社見積額である3億8百万円を上回るかあるいは下回り、その結果上記見積額に過不足が生じた場合は、その時点で改めて適時適切に開示を行います。

## (ii) 設備投資に係る資金

設備投資に係る資金は、伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆海洋公園を中心に施設、設備や什器の老朽化が進行する中で、安全管理及び法令遵守の観点から必要となっているもの及び主要施設の夜間営業に対応するものであり、現在のレジャー事業の事業価値を維持する観点でも支出すべきものです。

安全管理及び法令遵守の観点から必要なものとしては、伊豆シャボテン公園の全シャボテン温室の消防設備の設置及び受電所改修工事15百万円、伊豆海洋公園のダイビングタンクの法定使用期限による入れ替え8百万円及びプール等の安全フェンス設置1百万円及び伊豆四季の花公園の落石箇所工事1百万円であります。なお、S P R社は前期も安全管理及び法令遵守の観点から必要な設備投資を行っておりますが、これは伊豆ぐらんぱる公園の汚水処理設備への投資、伊豆シャボテン公園の浄化槽の改修、伊豆ぐらんぱる公園のフロントシステムの導入等を中心とするものでした。また伊豆海洋公園ダイビングセンターのダイビングタンクの法定使用期限による入れ替えは前期も行っておりますが、これは同施設で保有するダイビングタンクおよそ1,500本の内、法定耐用年数を経過したのものについて毎年順次入れ替えを行うものです。

こうした必要不可欠な設備投資について、増資の手取金を充当せざるを得ない状況が続いておりますが、当社グループ連結ベースで平成25年3月期に営業黒字を計上して以降黒字基調が継続し、未払金の精算や有利子負債の返済も進行しており、永年保留されていた更新投資が着実に実施されてきていることから、近時の業況が今後も継続すれば来期以降は内部留保で賄うことが可能となると考えております。

またレジャー事業の主要施設である伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆高原旅の駅ぐらんぱる一帯については、設備稼働率を上げて増収を図るため、今年度より夜間営業を行う計画であります。これを集客に繋げるための照明設備資金として38百万円を予定しております。

上記の設備を全て合計した平成26年6月から平成27年1月までの投資予定額は63百万円になります。なお、当社では上記の他に、伊豆シャボテン公園における動物の展示施設、伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園及び伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぽーとにおける新たな営業用施設及び設備並びに伊豆海洋公園における防犯施設等について平成26年6月から平成27年4月までの間に総額62百万円の設備投資を予定しておりますが、これにつきましては手許現預金の一部及び今期中の営業キャッシュ・フローによって賄う予定です。

(iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消

当社では平成23年3月期まで連結ベースの経常損益、最終損益とも赤字の決算が5期連続し、その後も資金が恒常的に不足しておりました。そのため、支払いが困難な社会保険料や社員の退職金を分割払いする状況が現在も続いております。

社会保険料につきましては、平成23年5月までに未払いになったものを分割して支払っており、平成26年3月期は平成25年度分14百万円に加え、過年度の延滞分26百万円を支払いましたが、それに加えて、平成26年6月から平成27年3月までに、延滞金6百万円を含む27百万円の納付が必要です。その金額が納付できれば、過年度から延滞している社会保険料の納付は完了となります。

未払いの退職金につきましては、平成26年6月から平成27年3月までに、過去に退職した社員4名の退職金合計11百万円を支払う約束となっております。平成27年3月までにその金額及び今後発生する他の退職金の支払いが行えた場合、平成27年3月末時点での未払い退職金残高は2百万円となる見込みです。

そのほか平成25年度分の消費税10百万円、平成25年度分及び平成26年度分の固定資産税等19百万円の支払いを予定しており、平成26年6月から平成27年3月までに、総額で67百万円の支払いとなります。

こうした未払金の精算について、増資の手取金を充当せざるを得ない状況が続いておりますが、当社グループ連結ベースで平成25年3月期に営業黒字を計上して以降黒字基調が継続し、こうした負債の残高が減少していることから、近時の業況が今後も継続すれば来期以降は内部留保で賄うことが可能となると考えております。

(iv) 上場維持費用

監査法人、証券代行手数料、株主総会費用など、平成26年6月から平成27年3月までに支払いが必要となる上場維持費用の総額は合計40百万円になります。こうした費用の支払いについて、増資の手取金を充当せざるを得ない状況が続いておりますが、当社グループ連結ベースで平成25年3月期に営業黒字を計上して以降、黒字基調が継続しており、債務等の精算も進行していることから、近時の業況が今後も継続すれば来期以降は内部留保で賄うことが可能となると考えております。

上記のとおり、本第三者割当増資によって調達する資金の使途は、当社グループの事業の継続に必要な不可欠なものもしくは当社の事業・業績の拡大につながるものです。また本第三者割当増資によって自己資本の増強及び財務の安定化(平成26年3月末時点の財政状態を基に本第三者割当増資の効果を試算したところ、自己資本比率は55.51%から68.50%に上昇するとの結果となりました。)がもたらされ、ひいては企業価値及び株主価値の向上が見込まれるため、資金使途として合理的であると判断しております。なお、本第三者割当増資の手取金につきましては、当社の経常的な入出金を行う口座とは別の銀行口座に入金の上、上記の使途に充当していく予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名 称	R - 1 合同会社
本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
代 表 者	代表社員 池田 拓弥
資本金の額	金100万円
事業の内容	経営コンサルティング業務
大株主及び持分比率	レクセム証券株式会社 90%、池田拓弥 10%

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社顧問が、割当予定先の筆頭株主の顧問を務めております。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引状況	該当事項はありません。

#### a 割当予定先の概要

氏 名	谷内田澄男
住 所	東京都豊島区
職業の内容	(株)ヤチダ商事（東京都豊島区東池袋一丁目39番1号、不動産賃貸業）代表取締役

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引状況	該当事項はありません。

## a 割当予定先の概要

氏名	佐久間浩人
住所	東京都杉並区
職業の内容	(株)キャスト（東京都中野区中央二丁目2番31号、ゲームセンター運営）取締役会長

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引状況	該当事項はありません。

## c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の背景事情と資金ニーズを理解し支援して頂ける割当予定先を探してありましたところ、平成26年4月に当社顧問（以下「当該顧問」という）が、割当予定先であるR-1合同会社（同社の大株主が当該顧問の顧問先であり、当該顧問がかかる大株主にM&A案件等を紹介して大株主が仲介等による利益を得た場合、その一部を報酬として受領する契約を締結しております。）、谷内田澄男氏（当該顧問の30年来の知人）及び佐久間浩人氏（当該顧問の大学の後輩）（以下あわせて「割当予定先」という）に対し当社の経営状態などの説明を行い、また同月に当該顧問の紹介により、当社代表取締役社長の小松裕介が割当予定先に対し当社の経営状態、資金的窮状とケブラム社による一連の係争に係る当社の考え方について追加説明を行いました。

そして今般、当社の第38期有価証券報告書、平成26年3月期第3四半期報告書、平成26年3月31日付会社説明資料、会社概要、当社グループの主力事業であるレジャー事業にかかるパンフレットやチラシ、ケブラム社による一連の係争にかかる当社適時開示資料に基づいて割当予定先と十分に協議し、当社グループの経営戦略及び本第三者割当増資案をご理解いただいた上で、割当予定先に選定いたしました。選定に際しては、株主一般の利益を尊重する現在の経営方針を前提に、グループの主要な資産に係る競売の開始決定がなされている困難な状況の中で、資金的なご協力を頂くことを優先し、特段の条件等は設けませんでした。

なお、本第三者割当増資の払込日以降、払込を完了した割当予定先に対し、平成26年6月下旬に予定している当社の定時株主総会に係る議決権を付与するかどうかは現状未定です。

## d 割り当てようとする株式の数

R-1合同会社	普通株式 5,000,000株
谷内田澄男	普通株式 3,000,000株
佐久間浩人	普通株式 1,000,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先の各保有方針について割当予定先に口頭で確認したところ、R-1合同会社につきましては、投資収益が確定できる局面では売却の可能性もあるとのこと、保有期間に係る確認は得られませんでした。それ以外の割当予定先からは、概ね1年以上の期間にわたり当社株式を保有する方針である旨の回答を受けております。当社経営に関しては、いずれの割当予定先にも現在の経営方針をご理解頂いており、本第三者割当増資の条件として役員や社員の派遣については求められておりません。



当社は、割当予定先から、本第三者割当増資により取得した当社株式に関し、払込期日より2年間においてその全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が株式会社東京証券取引所に対し当該譲渡内容を報告すること、並びに株式会社東京証券取引所が当該報告内容を公衆の縦覧に供することに同意する旨の確約書を取得予定です。なお、当社は平成26年4月8日付「(経過報告)第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告に関するお知らせ」及び同月24日付「(経過報告2)第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告に関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、平成25年6月3日に第三者割当により割り当てた当社株式の割当先と同様の確約書を締結したにもかかわらず、割当先から譲渡報告を得ることができませんでした。そのため前回の割当先による不履行を踏まえて、当社は、割当予定先に対して、確約書ドラフトを提示して、詳細かつ入念に、確約書について説明を行った上で、確認書の内容を遵守いただくことの重要性について特に強調して説明し、口頭で了承を得ました。

#### f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本第三者割当増資に必要な資金を十分に保有することを、各割当予定先より直近の預金通帳の写し又は証券口座の取引残高報告書の写し等関連する資料の提出を受け確認しております。

R-1合同会社につきましては、平成26年5月7日に、同社の親会社の親会社の子会社に当たる会社が持つ手許資金より1億50百万円を借り入れることにより必要資金の一部を調達しており、残額の1億20百万円も払込期日までに同じ会社の手許資金から借り入れる予定とのことです。かかる借入金の金利は年利5%、融資期間は借入日から5年間とのことです。

谷内田澄男氏につきましては、多額の証券等の資産を保有しており、払込期日までにかかる資産を資金化して払込みに対応する予定とのことです。

佐久間浩人氏につきましては、同氏が全発行済株式を保有する株式会社キャスト(東京都中野区中央二丁目2番31号、代表取締役:鈴木純史)が持つ手許資金から払込期日の前日である平成26年5月29日までに35百万円を借り入れ、残額の19百万円は同氏が保有する他社の株式の売却により準備する予定とのことです。かかる借入金の金利は年利3%、融資期間は借入日から1年間とのことです。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先は当社が認識している情報において、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が暴力団等である事実、暴力団等がいずれかの割当予定先に関与している事実、割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先又は法人の場合その役員又はその主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しています。

なお、第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役:古野啓介)においても、割当予定先と反社会勢力との関係については調査されており、問題ないとの報告を受けております。なお、割当予定先の内、R-1合同会社の親会社について、過去の行政処分及び訴訟情報並びに現在係属中の訴訟に起因する懸念事項が記載されておりましたが、過去の行政処分に関しては、当該親会社の経営権が現在の形態に移行する以前に出されたものであり、かつ、従前既に是正済みでした。また訴訟情報のうち当該親会社が被告となっているものは1件のみであり、現在係属しているその訴訟について当社として調査したところ、原因となった事件は当該親会社の経営権が現在の形態に移行する以前のできごとであり、裁判中ではあるものの当該親会社は訴訟の原因となった事件について、明示的な当事者になっておらず、当該親会社の責任は認められたとしても限定的なものに留まると考えられることから、割当予定先としての適切性に影響を与えるものではないと判断いたしました。加えて、当該割当予定先の関係者の一部に関しては、後述するとおり当社の事実確認と異なるインターネット等の風評により、報告書に「今後のレピュテーションに影響を及ぼす可能性は否定できない」との記載がありました。しかし当社は、当該割当予定先に対して、報告書の当該記載の前提となるインターネット等の風評含む情報に関する事実確認を行い、当該情報が事実と異なることを確認したため、当該割当予定先に関しても、割当予定先として適当であると判断いたしました。

また当社は、割当予定先の信用調査とヒヤリングを行い、割当予定先に実態があることはもちろん、割当予定先に十分な資産背景があり本第三者割当増資の払込みに要する資金は余裕資金か又は関係会社等からの借入金にて対応することを確認しており、割当予定先に選定することは適切であると考えております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資における発行価額につきましては、割当予定先との協議の結果、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日(平成26年5月13日)から遡る直近1ヶ月間(平成26年4月14日から平成26年5月13日まで)の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社株式の終値の平均の額59.42円に9.12%のディスカウント率を乗じた金額である54円といたしました。当該発行価額は、当社株価が平成26年3月中旬以降から4月末まで概ね60円以下で推移しており直近1ヶ月間の当社株式の売買代金が1日平均10百万円強と本第三者割当増資による株式の発行総額と比較して当社株式の流動性が低い状況、平成26年3月期決算においても当社の連結及び個別財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付されていることを含む当社の経営成績及び脆弱な財務状態、前記4「調達する資金用途の合理性に関する考え方」記載のとおり本第三者割当増資によって調達する資金は当社グループの財務の健全性を保持し事業を継続・拡大するために必要不可欠であること、平成24年5月17日付でケプラム社よりSPR社が保有している不動産に対して競売を申立てられていることなどを勘案し、割当予定先と協議いたしました。その結果、事業の重要な部分についてその継続に係るリスクが顕在化しており、流動性が低い当社の株式取得にまとまった額の資金を投ずることに対する補償として、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日から遡る直近1ヶ月間の終値の平均値からディスカウントした株価を発行価額とすることはやむを得ないと判断いたしました。そこで、日本証券業協会が公表した平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」という)を念頭に置いて検討し、割当予定先と調整した結果、上記の発行価額を決定いたしました。直前営業日の終値を使用しなかった理由は、当社の状況に特段の変化がないにもかかわらず平成26年5月2日から直前営業日である5月13日までのわずか6営業日で出来高の急増(平成26年4月の1日平均出来高が76,933株であったのに対し、この6営業日の1日平均出来高は314,383株)及び株価の上昇(平成26年5月13日のTOPIX終値は同年5月1日の終値に対し0.33%の下落であったのに対し、当社株式の終値はこの間に8.33%の上昇)が認められ、また当社株は流動性が限られており、事業に係るリスクの存在等により憶測や一部の投資家の思惑によって株価が変動する可能性もあることから、必ずしも会社の価値を反映しているとは言い切れないと判断したためであります。また直前営業日から遡る直近3ヶ月間の終値の平均の額や直近6ヶ月間の終値の平均の額ではなく直近1ヶ月間の終値の平均の額を採用した理由は、より近時の市場実勢を発行価額に反映していることから合理性があると判断したためであります。

当該発行価額は、取締役会決議の直前営業日(平成26年5月13日)の当社株式の終値65円からは16.92%のディスカウント率、取締役会決議の直前営業日から遡る直近3ヶ月間(平成25年2月14日から平成26年5月13日まで)の当社株式の終値の平均の額59.08円からは8.61%のディスカウント率、直近6ヶ月間(平成25年11月14日から平成26年5月13日まで)の当社株式の終値の平均の額63.86円からは15.43%のディスカウント率となっております。

当社は、平成26年5月14日に、本第三者割当増資について、当社及び割当予定先と利害関係のない第三者である新橋辻法律事務所より、当該発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する法律意見書を取得しており、同意見書の結論には「本件払込金額は、前記割当予定先に特に有利な金額とはいえないものとする。」と記載されております。

以上を総合考慮して、当社取締役会は、当該発行価額につきまして、当該発行価額が日証協指針に準拠しており、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前日の株価に市場全体の動向や当社の業績要因等によっては説明不可能な不自然な上昇がみられ、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前日の当社株式の終値を用いることが相当でない、または真にやむをえない事情があるといえるための合理的理由が認められたため、諸事情を十分に斟酌して、総合的な判断から、当該発行価額は割当予定先に特に有利ではないものと判断いたしました。さらには当該発行価額が割当予定先に特に有利ではないため、法令に従いまして、株主総会ではなく取締役会において本第三者割当増資の決議をすることにつきましても、機動的な資金調達の実現性等総合的な判断から、慎重かつ適正に合理的に判断して意思決定をしております。

なお、当社監査役全5名は、本第三者割当増資の有利発行該当性に係る意見を含む意見書を作成し、その中で、「第三者割当に関する当社取締役の業務執行の適法性」について問題となる点がない旨を述べ、また取締役らが有利発行不該当を検討するにあたり、日本証券業協会の指針を考慮したか、割当先がディスカウントにより経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、発行条件、割当先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の諸観点から、当該ディスカウント率の合理性について十分な検討を行ったか、有利発行不該当性に関する専門的事項について、会社法を専門分野とする弁護士、評価機関等の外部専門家の意見等を取得した上で判断したか、また意見を取得している場合には意見を述べるのに必要な前提事実等を会社として十分に説明した上で意見を取得しているかの各点について確認した上で、「発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性」の当社取締役の判断について法令・定款に違反する重大な事実は認められない旨を述べております。なお、同意見書は、監査役監査の具体的なベストプラクティスを示した公益社団法人日本監査役協会が公表した平成22年4月8日付「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」を参考に作成されており、作成にあたっては当該発行価額が決定するに至った客観的資料の吟味を前提として、当社取締役会における議論、本第三者割当増資の担当取締役へのヒヤリング・質問などの検証方法が採られております。

#### (2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規発行株式数9,000,000株は、平成26年5月14日現在の発行済株式総数26,496,537株に対して33.96%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら当社は、本第三者割当増資により調達した資金を当社の事業を継続するうえで必要不可欠であるi) 裁判に係る資金、ii) 設備投資に係る資金、iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及びiv) 上場維持費用に充当する予定であり、これによる自己資本の増強及び財務の安定化は、当社の事業・業績の維持及び拡大、ひいては株主共同の利益に繋がるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資は、当社が抱える課題を解決するために必要な資金を調達するものであり、当社既存株主の利益に資するものであることを考慮すれば、本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は、資金使途、調達額等と照らして、合理的な範囲のものであると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資における新株式の発行数量は9,000,000株（議決権90,000個）であり、平成26年5月14日現在の当社発行済株式総数に基づく議決権の数（261,842個）に対する割合は34.37%となり、本第三者割当増資における新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
R - 1 合同会社	東京都中央区 日本橋室町三丁目3番1号	-	-	5,000,000	14.21%
谷内田澄男	東京都豊島区	-	-	3,000,000	8.53%
東拓観光有限会社	広島県広島市中区 広瀬北町3-36	2,725,000	10.41%	2,725,000	7.74%
南 元一	東京都目黒区	1,360,000	5.19%	1,360,000	3.87%
上田 和彦	東京都渋谷区	1,250,000	4.77%	1,250,000	3.55%
株式会社アド・スペース	東京都品川区 小山6丁目5-10	1,250,000	4.77%	1,250,000	3.55%
株式会社危機管理室	東京都千代田区 平河町1丁目9-1	1,250,000	4.77%	1,250,000	3.55%
株式会社プロキューブ	東京都渋谷区 宇田川町36-2	1,250,000	4.77%	1,250,000	3.55%
大山 博之	東京都千代田区	1,237,000	4.72%	1,237,000	3.52%
佐久間浩人	東京都杉並区	-	-	1,000,000	2.84%
計	-	10,322,000	39.42%	19,322,000	54.92%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての判断の内容については、上記4 [新規発行による手取金の使途] にて記載のとおり、当社は昨年来、様々な資金調達方法について検討をしております。

最も優先すべき事項として、金融機関からの間接金融による資金調達を検討いたしましたが、重要な資産に係る訴訟の係属を含む前述のような状況により、金融機関からの資金調達はできませんでした。

次に、資本性の資金調達である直接金融による資金調達を検討いたしましたが、SPR社が保有する不動産に係る競売申立てに起因するレピュテーション・リスクがある中で公募増資の実施は実質的に不可能であり、また株主割当増資や新株予約権発行によるファイナンスについては、発行後の資金調達額が必要額を大きく下回る可能性があることなどから、裁判に係る資金等を含めた資金を短期的かつ確実に調達する必要性に鑑みて、当社にとっては適切な選択肢ではないと判断いたしました。

本第三者割当増資による新規株式9,000,000株の発行により、平成26年5月14日現在の発行済株式総数26,496,537株に対して33.96%の割合で、同じく議決権総数261,842個に対して34.37%の割合で、希薄化が生じることとなります。また本第三者割当増資の後、割当予定先が将来的に割当てられた株式を保有し続ける保証はなく、割当てられた株式が売却された場合には当社株式の流動性が高まるとともに、状況によっては需給動向を悪化させる要因となり得ます。

しかしながら、割当予定先は、当社が現在の困難な状況にある中、本第三者割当増資に応じて頂ける先であり、ロックアップに関する同意は得られていないものの、発行後も当社の経営状態等に関する対話が可能であり、将来割当先が売却方針に転じた場合でも、市場での需給動向に配慮した形で行って頂くよう要請できる先であると考えております。

以上のことを考慮した上で、当社では、本第三者割当増資により調達した資金を当社の事業を継続するうえで必要不可欠であるi) 裁判に係る資金、ii) 設備投資に係る資金、iii) 滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及びiv) 上場維持費に係る費用に充当する予定であり、これによる自己資本の増強及び財務の安定化は、当社の事業・業績の維持及び拡大、ひいては株主共同の利益に繋がるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資は大規模な第三者割当となりますが、当社が抱える課題を解決するために必要な資金を調達するもので、必要性があります。

また本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は、資金使途、調達額等と照らして、合理的な範囲のものであり相当性があります。

#### (1) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手または当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意見確認手続きのいずれかが必要になります。

そこで、当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である高野洋一弁護士(高野洋一弁護士事務所)を委員長、三上拓馬弁護士(先端法法律事務所)及び藤岡大祐公認会計士(藤岡公認会計士事務所)を委員とする3名によって構成される第三者委員会に、本第三者割当増資に関する諮問を行いました。当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当増資に係る募集株式発行の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途、発行条件の適法性、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、第三者委員会はこれを踏まえて当社の業績、財政状態、財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付記されている状況、無配が継続している状況、競売事件等の状況、財務や資金調達活動の状況、本第三者割当増資の手取金の使途及び発行条件等、当社株式の市場での売買及び株価の状況等を前提として、本第三者割当増資の必要性並びにファイナンス・スキームとしての相当性、本払込金額の相当性、発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性について慎重に審議・検討を行いました。

その結果、第三者委員会は、本第三者割当増資の必要性については、次に掲げる理由により、一定の必要性が認められるとしました。

すなわち、平成20年3月期決算以来当社の決算書に「継続企業の前提に関する注記」が付記されており、資金繰り状況の悪化が常態化していること、当社の主力事業の業績は繁忙期の天候や地震の不発生、景気動向等に大きく左右される性質をもっており、業績不振の場合の営業費用等の運転資金ニーズに対応するため、一定の手元流動性を常に保持する必要があること、本第三者割当増資の資金使途の内、裁判に係る資金は、当社グループの中核子会社であるSPR社の訴訟遂行上不可欠な資金であり、当該資金が調達できずSPR社が保有する不動産に係る競売が進行する場合、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼすことが予想され、現行の事業の継続が不可能となる可能性が高いこと、また裁判に関して実際に必要となる資金は3億8百万円を上回る可能性もあり、その際は手元資金を充当する必要があるため、裁判に係る資金を内部資金で賄うことは不適切であること。更に設備投資に係る資金、滞納している公租公課や退職金の未払いの解消及び上場維持費用は、当社運営上当たり前に費消される性格のものであり、上記のとおり手元資金にて充当することが不適切な状況であることから、外部調達が必要な資金であること。

また第三者委員会は、本第三者割当増資の相当性について、資金調達スキームの相当性、発行条件等の相当性及び発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性の観点から、合理的かつ相当なものであるとしています。

その内容としては、借入金による資金調達は、当社が重要な裁判を抱えていることから、公募増資は主要な不動産が競売の申立てを受けているため主幹事証券会社のなり手がなく、株主割当増資や新株予約権発行によるファイナンス・スキームは、発行後の資金調達額が必要額を大きく下回る可能性があることから、それぞれ実行困難であるか又は選択することが困難であるのに対して、第三者割当増資は、短期間で確実に必要な資金を調達し自己資本の増強を図ることができるため、資金調達スキームとして相当性があること、

本払込金額は、直近1ヵ月間の当社株価の終値の平均に9.12%のディスカウント率を乗じた金額であり、日証協指針に準拠しており、当社株式の流動性及びリスクの存在に鑑みて相当性があること、本第三者割当増資により増加する発行株式数は900万株であり、平成26年5月14日における普通株式の発行済株式総数の33.96%にあたること、本第三者割当増資により、平成27年3月期決算の業績予想はEPS 3.78円から2.94円へと減少することになるが、当該資金を調達しない場合、当社グループの主要資産に係る競売が進行して該当する事業の継続が不可能となるリスクが顕在化しており、競売が実行された際のEPSはマイナスの数値となることが想定されることを考慮すると、本第三者割当増資は当社財務状況の安定化を通じ株主持分の減少を回避する目的をもっているため、相当性があることとあります。

上記の結果、当社は、第三者委員会から、平成26年5月14日付で、「当社の業績、財政状態、財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付記されている状況、無配が継続している状況、競売事件等の状況、財務や資金調達活動の状況、本第三者割当増資の手取金の使途及び発行条件等、当社株式の市場での売買及び株価の状況等を前提として、本第三者割当増資の必要性並びにファイナンス・スキームとしての相当性、本払込金額の相当性、発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性について検討の結果、本第三者割当増資は必要性及び相当性があると料する。」との趣旨の意見書を受領しました。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期）及び四半期報告書（第39期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成26年5月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年5月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しており、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第38期）提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年5月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成25年6月27日提出）

#### 1 提出理由

当社は、平成25年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

##### (2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案及び2号議案） >

第1号議案 取締役7名選任の件

菊地孝生、小松裕介、高木章、浅利睦男、橋本俊弘、武田剛、山田有宏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役4名選任の件

小嶋潤、大箸郁夫、小林一平、戸谷勝壽を監査役に選任するものであります。

< 株主提案（第3号議案から5号議案） >

第3号議案 取締役4名選任の件

江口修司、吉岡公和、吉村浩太郎、白石孝誼を取締役に選任するものであります。



## 第4号議案 監査役1名解任の件

監査役梶井伸一を解任するものであります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

高橋幸雄、齋藤正和を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数並びに無効数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果（棄権は0）

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役7名選任の件					
菊地 孝生	107,448	76,929	8,384	(注) 1	可決 58.28
小松 裕介	107,477	76,900	8,384		可決 58.29
高木 章	107,472	76,905	8,384		可決 58.29
浅利 睦男	107,472	76,905	8,384		可決 58.29
橋本 俊弘	107,407	76,970	8,384		可決 58.25
武田 剛	107,417	76,960	8,384		可決 58.26
山田 有宏	107,396	76,981	8,384		可決 58.25
第2号議案 監査役4名選任の件					
小嶋 潤	107,836	76,884	8,064	(注) 1	可決 58.38
大箸 郁夫	107,835	76,885	8,064		可決 58.38
小林 一平	107,749	76,971	8,064		可決 58.33
戸谷 勝壽	107,795	76,925	8,064		可決 58.36
第3号議案 取締役4名選任の件					
江口 修司	76,072	108,264	8,381	(注) 1	否決 58.73
吉岡 公和	76,028	108,308	8,381		否決 58.76
吉村 浩太郎	76,038	108,298	8,381		否決 58.75
白石 孝誼	76,033	108,303	8,381		否決 58.75
第4号議案 監査役1名解任の件					
梶井 伸一	84,394	108,631	0	(注) 2	否決 56.28
第5号議案 監査役2名選任の件					
高橋 幸雄	75,982	108,736	8,066	(注) 1	否決 58.87
齋藤 正和	75,993	108,725	8,066		否決 58.86

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを

合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

（平成25年10月21日提出）

## 1 提出理由

当社は、平成25年10月16日当社代表取締役会長 菊地孝生の逝去にともない、当社の代表取締役に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### 代表取締役の異動（死亡による退任）

氏名（生年月日）	旧役職名	異動年月日	所有株式数
菊地 孝生 （昭和8年3月18日）	代表取締役会長	平成25年10月16日	0株

（平成25年11月13日提出）

## 1 提出理由

当社及び連結会社の財務状況及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 退職給付引当金戻入益の計上について

当該事象の発生日

平成25年11月12日（取締役会決議日）

当該事象の内容

当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートの一部の退職者の退職金につき、支払いの必要性がなくなったため、退職給付引当金戻入益として計上するものであります。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成26年3月期第2四半期決算において、連結で退職給付引当金戻入益20百万円を営業外収益に計上いたします。

### (2) 投資有価証券評価損の計上について

当該事象の発生日

平成25年11月12日（取締役会決議日）

当該事象の内容

当社が保有する「その他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が簿価に比べ著しく下落し回復する見込みが認められないものについて、平成26年3月期第2四半期末において減損処理による投資有価証券評価損を計上する必要性が生じたものであります。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成26年3月期第2四半期決算において、連結及び個別で投資有価証券評価損11百万円を特別損失に計上いたします。

（平成26年3月12日提出）

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主でなくなるもの

上田 和彦

### (2) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成25年9月30日現在)	50,000個 (5,000,000株)	19.11%	第1位
異動後 (平成26年3月7日現在)	12,500個 (1,250,000株)	4.77%	第3位

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 332,937株

平成25年9月30日現在の発行済株式総数 26,496,537株

議決権の数及び大株主順位は、異動前については平成25年9月30日付の株主名簿、異動後については平成26年3月11日付で当該株主より提出された変更報告書(短期大量譲渡)に記載された所有株式数に基づいております。

総株主の議決権の数に対する割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式総数26,496,537株から、同日現在の議決権を有しない株式数332,937株を控除した総株主の議決権の数261,636個を基準に計算しております。

### (3) 当該異動の年月日

平成26年3月7日

### (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 401,091,700円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 26,496,537株

（平成26年 4月24日提出）

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主となるもの

東拓観光株式会社

(共同保有者)

ロイヤル観光株式会社

### (2) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成25年9月30日現在)	東拓観光株式会社 17,250個(1,725,000株) (共同保有者) ロイヤル観光株式会社 7,000個(700,000株)	9.26%	第2位
	東拓観光株式会社及び 共同保有者合計 24,250個(2,425,000株)		
異動後 (平成26年4月24日現在)	東拓観光株式会社 27,250個(2,725,000株) (共同保有者) ロイヤル観光株式会社 7,000個(700,000株)	13.08%	第1位
	東拓観光株式会社及び 共同保有者合計 34,250個(3,425,000株)		

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 312,337株

平成26年3月31日現在の発行済株式総数 26,496,537株

議決権の数及び大株主順位は、異動前については平成25年9月30日付の株主名簿、異動後については平成26年3月31日付の株主名簿に記載された所有株式数に基づいております。

議決権の数及び大株主順位は、異動前については平成25年9月30日付の株主名簿、異動後については平成26年3月31日付の株主名簿に記載された所有株式数に基づいております。

東拓観光株式会社及びロイヤル観光株式会社については、東拓観光株式会社の保有とされている株式の数(2,725,000株)にロイヤル観光株式会社の保有とされている株式の数(700,000株)を合算した所有株式数及びその議決権の数の合計、並びに総株主の議決権の数に対する割合を記載したものです。

### (3) 当該異動の年月日

平成26年3月7日

### (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 401,091,700円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 26,496,537株

(平成26年5月12日提出)

## 1 提出理由

当社及び連結会社の財務状況及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 繰延税金資産の計上について

当該事象の発生日

平成26年5月12日

当該事象の内容

平成26年3月期連結決算及び今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、当社子会社の業績を考慮し、回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上するものであります。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成26年3月期決算において、連結で法人税等調整額39百万円(益)を計上いたします。

### (2) 関係会社株式評価損の計上について

当該事象の発生日

平成26年5月12日

当該事象の内容

当社が保有する関係会社株式のうち、時価が簿価に比べ著しく下落し回復の見込みが認められないものについて、関係会社株式評価損を計上するものであります。

当該事象の損益に与える影響額

平成26年3月期決算において、個別で関係会社株式評価損32百万円を特別損失に計上いたします。

### 3．最近の業績の概要について

平成26年5月13日開催の取締役会において決議された第39期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

また金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## ( 1 ) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	154,343	185,244
売掛金	18,622	24,335
未収入金	455	484
商品等	11,656	14,360
繰延税金資産	-	39,000
その他	62,802	61,936
貸倒引当金	1,103	1,594
流動資産合計	246,777	323,768
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	597,111	641,270
減価償却累計額	210,321	255,962
建物及び構築物（純額）	2 386,789	2 385,308
土地	2 270,252	2 270,252
その他	256,398	265,681
減価償却累計額	196,743	187,676
その他（純額）	59,655	78,005
有形固定資産合計	716,696	733,565
無形固定資産		
ソフトウェア	-	6,382
ソフトウェア仮勘定	-	9,990
無形固定資産合計	-	16,372
投資その他の資産		
投資有価証券	90,465	72,172
長期貸付金	24,090	20,750
長期化営業債権	97,111	93,865
破産更生債権等	2,466	754
その他	16,465	31,865
貸倒引当金	123,667	115,369
投資その他の資産合計	106,930	104,037
固定資産合計	823,627	853,975
資産合計	1,070,404	1,177,743

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	56,376	68,392
短期借入金	2 113,139	-
未払金	2 306,066	2 205,092
前受金	10,777	9,216
預り金	11,356	8,158
未払法人税等	5,311	9,151
賞与引当金	16,116	14,004
債務保証損失引当金	20,000	20,000
その他	25,802	16,856
流動負債合計	564,946	350,872
<b>固定負債</b>		
繰延税金負債	1,893	-
退職給付引当金	164,253	-
退職給付に係る負債	-	133,504
その他	40,819	39,558
固定負債合計	206,966	173,063
負債合計	771,913	523,936
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	268,591	401,091
資本剰余金	-	132,500
利益剰余金	40,052	132,584
自己株式	13,241	12,368
株主資本合計	295,403	653,807
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他の有価証券評価差額金	3,087	-
その他の包括利益累計額合計	3,087	-
純資産合計	298,491	653,807
負債純資産合計	1,070,404	1,177,743



## ( 2 ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	2,060,571	2,141,983
売上原価	837,084	875,892
売上総利益	1,223,487	1,266,090
販売費及び一般管理費	1 1,213,728	1 1,241,351
営業利益	9,759	24,739
営業外収益		
受取利息	613	976
為替差益	18,636	5,614
償却債権取立益	600	238
退職給付引当金戻入額	-	20,351
その他	10,032	13,608
営業外収益合計	29,882	40,788
営業外費用		
支払利息	3,624	1,038
営業外費用合計	3,624	1,038
経常利益	36,017	64,489
特別利益		
新株予約権戻入益	180	-
投資有価証券売却益	149	1,000
債務免除益	10,784	6,599
債務消滅益	101,354	3,900
事業構造改善引当金戻入益	12,400	-
特別利益合計	124,869	11,499
特別損失		
投資有価証券評価損	800	13,311
固定資産除却損	2 760	2 3,002
減損損失	3 289	-
特別損失合計	1,850	16,314
税金等調整前当期純利益	159,036	59,675
法人税、住民税及び事業税	1,907	5,194
法人税等調整額	-	39,000
法人税等合計	1,907	33,805
少数株主損益調整前当期純利益	157,128	93,481
当期純利益	157,128	93,481

## 連結包括利益計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	157,128	93,481
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	12,384	3,087
その他の包括利益合計	1 12,384	1 3,087
包括利益	169,513	90,393
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	169,513	90,393
少数株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	268,591		116,996	13,281	138,313
当期変動額					
当期純利益			157,128		157,128
自己株式の取得				43	43
自己株式の処分				84	84
自己株式処分差損			79		79
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			157,049	40	157,089
当期末残高	268,591		40,052	13,241	295,403

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	9,296	9,296	180		129,197
当期変動額					
当期純利益					157,128
自己株式の取得					43
自己株式の処分					84
自己株式処分差損					79
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	12,384	12,384	180		12,204
当期変動額合計	12,384	12,384	180		169,294
当期末残高	3,087	3,087			298,491

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	268,591		40,052	13,241	295,403
当期変動額					
新株の発行	132,500	132,500			265,000
当期純利益			93,481		93,481
自己株式の取得				183	183
自己株式の処分				1,055	1,055
自己株式処分差損			948		948
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	132,500	132,500	92,532	872	358,404
当期末残高	401,091	132,500	132,584	12,368	653,807

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,087	3,087		298,491
当期変動額				
新株の発行				265,000
当期純利益				93,481
自己株式の取得				183
自己株式の処分				1,055
自己株式処分差損				948
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,087	3,087		3,087
当期変動額合計	3,087	3,087		355,316
当期末残高				653,807

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	159,036	59,675
減価償却費	65,595	55,985
のれん償却額	122	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,392	6,670
退職給付引当金の増減額（は減少）	10,166	-
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	-	30,749
賞与引当金の増減額（は減少）	10,946	2,111
事業構造改善引当金の増減額（は減少）	15,600	-
受取利息及び受取配当金	613	976
支払利息	3,624	1,038
為替差損益（は益）	1,032	297
減損損失	289	-
投資有価証券評価損益（は益）	800	13,311
投資有価証券売却損益（は益）	149	1,000
償却債権取立益	600	238
債務免除益	10,784	6,599
債務消滅益	101,354	3,900
固定資産除却損	760	3,002
売上債権の増減額（は増加）	13,281	3,262
商品等の増減額（は増加）	1,706	2,703
仕入債務の増減額（は減少）	10,013	13,055
前渡金の増減額（は増加）	50	2
その他の流動資産の増減額（は増加）	6,131	9,169
未収消費税等の増減額（は増加）	2,652	10,499
その他の流動負債の増減額（は減少）	28,017	85,087
その他の固定資産の増減額（は増加）	4,580	816
その他の固定負債の増減額（は減少）	761	1,261
未払法人税等の増減額（減少額）	1,465	12,854
その他	148	6,638
<b>小計</b>	<b>44,637</b>	<b>2,200</b>
利息及び配当金の受取額	613	1,166
利息の支払額	712	4,057
法人税等の支払額	1,816	1,910
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>42,721</b>	<b>2,600</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	-	50,000
投資有価証券の売却による収入	-	51,000
有形固定資産の取得による支出	48,323	72,097
無形固定資産の取得による支出	-	16,806
貸付けによる支出	20,000	78,600
貸付金の回収による収入	20,330	51,600
その他	2,554	3,640
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>50,548</b>	<b>118,544</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	56,863	113,174
株式の発行による収入	-	265,000
その他の支出	38	76
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>56,901</b>	<b>151,748</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,032	297
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	63,696	30,901
現金及び現金同等物の期首残高	218,039	154,343
現金及び現金同等物の期末残高	1 154,343	1 185,244

## （５）連結財務諸表に関する注記事項

### （継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、平成26年3月期におきまして営業利益24,739千円を計上し13年ぶりに2期連続営業利益の黒字化を達成しましたが営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスであり、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在します。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応策を講じ、取り組んでまいります。

グループ全体では、更なる“集中と選択”を行って、経営資源を集中して競争力の向上を目指します。引き続き経営効率を高め、グループ経営改革の実施を図るとともに、経費・人材配置の見直し、システム投資やオペレーションの改善などにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また財務体質の強化、キャッシュ・フローの面における改善では、金融機関との連携の強化による手元資金の確保、保有資産の売却及び直接金融による資金調達を行ってまいります。

レジャー事業では、(株)サポテンパークアンドリゾートや(株)伊豆四季の花・海洋公園の各運営施設において、夜間営業など営業時間の長期化、魅力的な運営施設への改善、イベントの拡充、物販の拡充、接客などサービスレベルの向上、効果的な宣伝広告の実施をすることにより集客力の強化を図ります。

伊豆シャボテン公園では昨年に引き続き「元祖カピバラの露天風呂」を中心に集客力向上を図ります。伊豆ぐららんの公園ではアスレチックやトランポリンなど小学生低学年に向けたアトラクションの強化をしてまいります。伊豆四季の花公園では1年を通しての花イベントを目指し植樹植栽に注力します。伊豆海洋公園ダイビングセンターではブランド力を活かした営業を強化してまいります。また伊豆高原旅の駅ぐららんのぼーとでは目玉メニューである「海鮮丼」の魅力向上を図り飲食店の強化を図ってまいります。

映像・音盤関連事業では、(株)FLACOCOのCM制作事業や伊豆シャボテン公園のオリジナル新キャラクター「シャボ10(テン)ファミリー」のキャラクタービジネス事業に注力します。

投資事業では、引き続き慎重に市場動向を見定めるとともに、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の効率化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものであると考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金計画の実行可能性において、不確実性があり、当該対応を行った上でもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当期の連結財務諸表には反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数..... 3社

主要な連結子会社名

(株)サボテンパークアンドリゾート

(株)伊豆四季の花・海洋公園

(株)FLACOCO

(2) 非連結子会社..... 0社

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社数..... 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 0社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げ方法）によっております。

a 商品

移動平均法ただし一部の子会社につきましては個別法を採用しております。

b 仕掛品

個別法

c 材料

移動平均法

d 映像配給権

営業の用に供した時点より償却月数12ヶ月以内の級数法に基づき償却

ハ デリバティブ

時価法



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降の取得の建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械	4年～12年
車両運搬具	2年～4年
工具器具備品	2年～15年

ロ 無形固定資産 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年から5年)に基づく定額法によっております。

ハ 長期前払費用 定額法

ニ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 債務保証損失引当金

将来の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案し、将来負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便方法によっており、退職給付債務の金額は当連結会計年度末自己都合要支給額としております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積りできるものは、その見積り期間に応じて均等償却しております。但し金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

前連結会計年度において表示した「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、表示の組替えは行っておりません。

## (連結貸借対照表関係)

## 1 偶発債務

## 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
スイート・ベイジル(株)	133,135千円	127,350千円
ユニオンホールディングス(株)	91,130千円	91,130千円
計	224,265千円	218,480千円

## 2 担保資産及び担保付債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
土地	注1 269,655千円	注2 269,655千円
建物及び構築物	注1 218,435千円	注2 4,882千円
計	488,091千円	274,537千円

注1 上記資産のうち、土地269,655千円、建物及び構築物6,045千円については、取引先の借入金の物上保証に供しております。

また、上記資産のうち、建物及び構築物212,390千円については、短期借入金100,000千円、未払金12,377千円の担保に供しております。

注2 上記資産のうち、土地269,655千円、建物及び構築物4,882千円については、取引先の借入金の物上保証に供しております。

担保付債務は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	100,000千円	千円
未払金	12,377千円	千円
計	112,377千円	千円

## (連結損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
給与手当	432,880千円	378,805千円
支払手数料	93,467千円	157,872千円
減価償却費	65,595千円	55,985千円
退職給付費用	10,814千円	11,806千円
賞与引当金繰入額	21,048千円	33,005千円
貸倒引当金繰入額	774千円	431千円

## 2 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	760千円	303千円
その他	千円	2,699千円
計	760千円	3,002千円

## 3 減損損失

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
静岡県伊豆市	レジャー事業に係る資産	その他	289

当社グループは、事業資産に関しては、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

事業用資産については、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの事業について減損の兆候を個別に検討し、回収可能価額が帳簿価額に満たない事業について回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。なお、当社グループの回収可能価額は正味売却価額で測定しており、不動産鑑定評価によっております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## (連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	12,384千円	18,292千円
組替調整額	千円	13,311千円
税効果調整前	12,384千円	4,981千円
税効果額	千円	1,893千円
その他有価証券評価差額金	12,384千円	3,087千円
その他の包括利益合計	12,384千円	3,087千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	21,496			21,496

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	17,123	910	110	17,923

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の減少株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡によるものであります。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	21,496	5,000	-	26,496

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	17,923	2,650	1,560	19,013

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の減少株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡によるものであります。

### 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	154,343千円	185,244千円
現金及び現金同等物	154,343千円	185,244千円

## 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、(株)サボテンパークアンドリゾート及び(株)伊豆四季の花・海洋公園がテーマパーク等の運営を行っており、(株)FLACOCOがテレビCMの企画・制作を行っております。また、当社ソーシャル・エコロジー・プロジェクト(株)が子会社の指導・管理等をおこなっております。

従いまして、当社グループは、各事業会社の関連する事業を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、レジャー事業、映像・音盤関連事業及び投資事業を報告セグメントとしております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の測定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、原価に適切な利益を加味して算定された額を基礎として決定しております。



## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	レジャー事業	映像・音盤関 連事業	投資事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,952,805	107,250		2,060,055	516	2,060,571		2,060,571
セグメント間 の内部売上高又 は振替高	6,553		114,285	120,839	34,534	155,373	155,373	
計	1,959,358	107,250	114,285	2,180,894	35,051	2,215,945	155,373	2,060,571
セグメント利益 (損失)	23,939	11,200	583	12,154	2,395	9,759		9,759
セグメント資産	842,804	142,769	73,589	1,059,162	20,956	1,080,119	9,714	1,070,404
セグメント負債	688,684	10,002	8,661	707,348	73,240	780,588	8,675	771,913
その他の項目								
減価償却費	65,216	379		65,595		65,595		65,595
有形固定資産 及び 無形固定資産 の増加額	48,323			48,323		48,323		48,323

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント利益(損失)は、当期の連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	レジャー事業	映像・音盤関 連事業	投資事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	2,013,690	127,655		2,141,346	636	2,141,983		2,141,983
セグメント間 の内部売上高又 は振替高	4,134	17	114,285	118,437	34,785	153,222	153,222	
計	2,017,824	127,672	114,285	2,259,783	35,422	2,295,205	153,222	2,141,983
セグメント利益 ( 損失 )	41,939	9,860	21,306	53,385	29,103	24,282	457	24,739
セグメント資産	985,401	142,424	13,153	1,140,980	233,155	1,374,136	196,392	1,177,743
セグメント負債	648,237	15,476	10,750	674,463	45,135	719,598	195,662	523,936
その他の項目								
減価償却費	55,807	177		55,985		55,985		55,985
有形固定資産 及び 無形固定資産 の増加額	88,903			88,903		88,903		88,903

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント利益( 損失)の調整額457千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益( 損失)は、当期の連結損益計算書の営業損失と調整をおこなっております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が連結計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が連結計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	レジャー事業	映像・音盤関連事業	投資事業	計			
減損損失	289			289			289

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

当連結会計年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	レジャー事業	映像・音盤関連事業	投資事業	計			
当期償却額		122		122			122
当期末残高							

当連結会計年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり純資産額	13.90円	24.69円
1株当たり当期純利益	7.32円	3.65円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	157,128	93,481
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	157,128	93,481
普通株式の期中平均株式数(株)	21,479,148	25,614,790
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	298,491	653,807
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
(うち新株予約権)	( )	( )
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	298,491	653,807
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	21,478,614	26,477,524

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(開示の省略)

リース取引関係、金融商品関係、有価証券関係、デリバティブ取引関係、退職給付関係、ストック・オプション等関係、税効果会計関係、企業結合等関係、資産除去債務関係、賃貸等不動産関係、関連当事者情報に関する注記事項については決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略いたします。

## 個別財務諸表

## ( 1 ) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,001	25,259
売掛金	168	282
前払費用	6,292	13,179
短期貸付金	-	180,371
立替金	105	117
その他	93	4,874
流動資産合計	16,661	224,085
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	360,053	360,053
減価償却累計額	130,059	145,746
建物及び構築物（純額）	229,994	214,306
工具、器具及び備品	46,278	46,278
減価償却累計額	45,346	45,603
工具、器具及び備品（純額）	932	675
土地	1,265	1,265
有形固定資産合計	232,192	216,248
投資その他の資産		
投資有価証券	31,434	13,142
関係会社株式	62,128	29,683
長期前払費用	-	5,000
長期化営業債権	72,670	72,670
敷金及び保証金	3,209	3,009
その他	754	842
貸倒引当金	73,425	73,425
投資その他の資産合計	96,773	50,923
固定資産合計	328,965	267,172
資産合計	345,627	491,258

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	48	45
未払金	38,121	10,360
未払法人税等	4,613	5,170
未払費用	1,618	1,486
前受金	6,750	10,750
預り金	3,964	2,340
賞与引当金	485	1,455
債務保証損失引当金	20,000	20,000
その他	2,092	1,016
流動負債合計	77,694	52,624
固定負債		
繰延税金負債	1,893	-
退職給付引当金	2,536	3,437
固定負債合計	4,429	3,437
負債合計	82,124	56,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	268,591	401,091
資本剰余金		
資本準備金	-	132,500
資本剰余金合計	-	132,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,064	86,026
利益剰余金合計	5,064	86,026
自己株式	13,241	12,368
株主資本合計	260,415	435,196
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,087	-
評価・換算差額等合計	3,087	-
純資産合計	263,502	435,196
負債純資産合計	345,627	491,258



## ( 2 ) 損益計算書

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
<b>売上高</b>		
映像・音盤事業収入	740	493
経営指導料	114,285	114,285
その他の事業売上高	35,051	35,439
<b>売上高合計</b>	<b>150,077</b>	<b>150,218</b>
<b>売上原価</b>		
映像・音盤関連事業原価	31	-
その他の事業売上原価	26,313	19,790
<b>売上原価合計</b>	<b>26,344</b>	<b>19,790</b>
<b>売上総利益</b>	<b>123,732</b>	<b>130,428</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>172,386</b>	<b>187,035</b>
<b>営業損失 ( )</b>	<b>48,653</b>	<b>56,607</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1,044	6,001
貸倒引当金戻入額	24,465	-
償却債権取立益	2,343	238
その他	640	273
<b>営業外収益合計</b>	<b>28,493</b>	<b>6,512</b>
<b>営業外費用</b>		
その他	20	26
<b>営業外費用合計</b>	<b>20</b>	<b>26</b>
<b>経常損失 ( )</b>	<b>20,179</b>	<b>50,121</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	149	1,000
新株予約権戻入益	180	-
債務免除益	8,070	5,948
<b>特別利益合計</b>	<b>8,400</b>	<b>6,948</b>
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	-	32,445
投資有価証券評価損	800	13,311
<b>特別損失合計</b>	<b>800</b>	<b>45,756</b>
<b>税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ( )</b>	<b>12,579</b>	<b>88,930</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,210</b>	<b>1,211</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>1,210</b>	<b>1,211</b>
<b>当期純利益又は当期純損失 ( )</b>	<b>13,789</b>	<b>90,141</b>

## ( 3 ) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	268,591				18,933	18,933
当期変動額						
当期純利益又は 当期純損失( )					13,789	13,789
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式処分差損					79	79
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計					13,869	13,869
当期末残高	268,591				5,064	5,064

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	13,281	274,243	9,296	9,296	180	265,127
当期変動額						
当期純利益又は 当期純損失( )		13,789				13,789
自己株式の取得	43	43				43
自己株式の処分	84	84				84
自己株式処分差損		79				79
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			12,384	12,384	180	12,204
当期変動額合計	40	13,828	12,384	12,384	180	1,624
当期末残高	13,241	260,415	3,087	3,087		263,502

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	268,591				5,064	5,064
当期変動額						
新株の発行	132,500	132,500		132,500		
当期純利益又は 当期純損失（ ）					90,141	90,141
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式処分差損					948	948
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	132,500	132,500		132,500	91,090	91,090
当期末残高	401,091	132,500		132,500	86,026	86,026

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13,241	260,415	3,087	3,087	263,502
当期変動額					
新株の発行		265,000			265,000
当期純利益又は 当期純損失（ ）		90,141			90,141
自己株式の取得	183	183			183
自己株式の処分	1,055	1,055			1,055
自己株式処分差損		948			948
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			3,087	3,087	3,087
当期変動額合計	872	174,781	3,087	3,087	171,693
当期末残高	12,368	435,196			435,196

#### （４）個別財務諸表に関する注記事項

##### （継続企業の前提に関する注記）

当社は、平成25年3月期におきまして営業損失48,653千円を計上し、平成26年3月期におきましても営業損失56,607千円を計上しており、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在します。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を講じ、取り組んでまいります。

グループ全体では、更なる“集中と選択”を行って、経営資源を集中して競争力の向上を目指します。引き続き経営効率を高め、グループ経営改革の実施を図るとともに、経費・人材配置の見直し、システム投資やオペレーションの改善などにより、更なる販売費及び一般管理費の削減を図ります。また財務体質の強化、キャッシュ・フローの面における改善では、金融機関との連携の強化による手元資金の確保、保有資産の売却及び直接金融による資金調達を行ってまいります。

レジャー事業では、(株)サポテンパークアンドリゾートや(株)伊豆四季の花・海洋公園の各運営施設において、夜間営業など営業時間の長期化、魅力的な運営施設への改善、イベントの拡充、物販の拡充、接客などサービスレベルの向上、効果的な宣伝広告の実施をすることにより集客力の強化を図ります。

伊豆シャボテン公園では昨年に引き続き「元祖カピバラの露天風呂」を中心に集客力向上を図ります。伊豆ぐららばる公園ではアスレチックやトランポリンなど小学生低学年に向けたアトラクションの強化をしております。伊豆四季の花公園では1年を通しての花イベントを目指し植樹植栽に注力します。伊豆海洋公園ダイビングセンターではブランド力を活かした営業を強化してまいります。また伊豆高原旅の駅ぐららばるぽーとでは目玉メニューである「海鮮丼」の魅力向上を図り飲食店の強化を図ってまいります。

映像・音盤関連事業では、(株)FLACOCOのCM制作事業や伊豆シャボテン公園のオリジナル新キャラクター「シャボ10(テン)ファミリー」のキャラクタービジネス事業に注力します。

投資事業では、引き続き慎重に市場動向を見定めるとともに、事業育成及び既存の債権、保有資産の有効活用による収益の効率化を図ります。

これらの改善策を通じ黒字体質への転換を図ることで、継続企業の前提に関する重要な疑義は解消されるものであると考えております。

しかしながら、上記の改善策をとるものの、当該改善策を進めるための資金計画の実行可能性において、不確実性があり、当該対応を行った上でもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を当期の財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

映像配給権

営業の用に供した時点より償却月数12ヶ月以内の級数法に基づき償却しております。

(2) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

売買目的有価証券

時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ

時価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降の取得の建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～40年

工具器具備品 6年～15年

3 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 5 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末自己都合要支給額としております。

### (4) 債務保証損失引当金

将来の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財務状態等を勘案し、将来負担見込額を計上しております。

## 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

## ( 1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり純資産額	12.27円	16.44円
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )	0.64円	3.52円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、又、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失( )		
当期純利益金額又は当期純損失金額( )(千円)	13,789	90,141
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額( )(千円)	13,789	90,141
普通株式の期中平均株式数(株)	21,479,148	25,614,790
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	263,502	435,196
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
(うち新株予約権)	( )	( )
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	263,502	435,196
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	21,478,614	26,477,524

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第39期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年3月期には営業損失を計上しており、平成25年3月期においては営業利益を計上しているものの、依然継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。なお、当該状況に対する改善策については当該注記に記載されているが、当該改善策を進めるための資金計画の面において重要な不確実性が認められるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、こ

のような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

2. 重要な後発事象には、平成25年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年6月3日に払込みが行われた旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成24年3月期に引続き平成25年3月期においても営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。なお、当該状況に対する改善策については当該注記に記載されているが、当該改善策等を進めるための資金計画の面において重要な不確実性が認められるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を計算書類には反映していない。

2．平成25年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年6月3日に払込みが行われた旨の記載があ

る。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年3月期に続き平成26年3月期第3四半期連結累計期間においても営業利益を計上しているものの、依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。なお、当該状況に対する改善策については当該注記に記載されているが、当該改善策を進めるための資金調達の面において重要な不確実性が認められるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は、四半期連結財務諸表に反映していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。